入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及びあぶくま高原道路管理事務所ほか３施設の電気供給業務に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量　あぶくま高原道路管理事務所ほか３施設の電気供給業務

(2) 調達をする特定役務の仕様等　仕様書による。

(3) 供給期間　令和９年３月検針日から令和１０年３月検針日前日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定に基づく長期継続契約）

(4) 供給場所

ア あぶくま高原道路管理事務所（福島県石川郡平田村大字蓬田新田字金屋 27－１）

イ 宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108）

ウ 猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西 70）

エ 勿来土木事務所（福島県いわき市東田町１丁目 26－１）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

３　入札に関する書類の提出場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先等

郵便番号　960－8670

住　　所　福島県福島市杉妻町２番16号（本庁舎４階）

福島県土木部土木総務課

電　　話　024-521-7454

なお、入札説明書の交付は、上記で行うほか、福島県土木部ホームページにおいて公開する。

(2) 入札説明書及び関連資料の配付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時まで

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙50枚が入

る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる場所まで令和８年１１月１６日（月）必着で請求すること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）の提出期限

持参：令和８年１１月２７日（金）午後５時１５分

郵送：令和８年１１月２７日（金）必着

(4) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）の発送予定日

令和８年１２月１日（火）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和８年１２月１０日（木）　午後３時

土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号　福島県庁本庁舎４階）

4　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を３(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　委任状（県外に本店を有する場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合）（様式２）

ウ　登記事項証明書又は写し（申請日前３ヶ月以降に発行されたもの）

エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けていることを証する書類

オ　更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類

カ　履行実績証明書（様式７）

キ　福島県生活環境部環境共生課長から通知された福島県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果通知の写し

(2) 資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により、３(4)に規定する期日までに発送するものとする。

(3) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(4) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5　入札書の提出方法

(1) 入札書には、指定の入札書（様式４）に必要とする事項を記載し、３(5)に規定する

日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ　「あぶくま高原道路管理事務所ほか３施設の電気供給業務」（令和８年１２月１０日開札）

(3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に(2)の必要事項を記載し、書留郵便により、令和８年１２月９日（水）までに３(1)に規定する場所に必着のこと。

(5) 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式５）を持参すること。郵送により入札を行う場合は委任状（様式５）を中封筒に同封すること。

6　入札金額等

(1) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価という。kW単価（供給期間中においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価という。kWh単価（同一月においては単一のものとする。））を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した12月分の総額とする。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 内訳書の提出

(1) 入札書を入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を同封すること。

(2) 内訳書は、返却しない。

(3) 入札書の入札金額が内訳書の金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8　入札保証金

(1)　入札者は、３(5)に掲げる日時までに見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）入札金額の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第１項各号（別記１）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、入札保証金納付免除申請書（様式６）により３(3)に掲げる期日までに申請すること。ただし、入札保証証券により免除申請をする者は入札時に提出するものとする。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を３(3)に掲げる日までに３(1)に記載する連絡先へ申し出ること。

(5) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

9　入札方法及び開札等

(1) 開札は、３(5)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は公開で行う。

(3) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）

イ　福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合）

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札をその場所において行う場合がある。ただし、郵送による入札を行った者がいる等、直ちに再度入札を行うことができない場合は、別の日時を指定して再度入札を行う。

10　入札者に要求される事項

(1) 入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

11　入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式９）を、令和８年１１月１７日（火）午後５時15分までに３(1)に提出することにより、発注者に説明を求めることができる。

発注者は、全ての質問事項及び回答をまとめ、福島県土木部ホームページに掲載する方法により令和８年１１月２４日（火）に回答するものとする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

12　入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を提出しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

(6) 入札書に記名押印がない入札（押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

(7) 入札金額を訂正している入札

(8) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(9) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに不正によると認められる入札

(11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

(12)その他県において特に指定した事項に違反した入札

14　落札者の決定方法

(1) 福島県が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第１項各号（別記２）のいずれかに該当する場合においては、契約

保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16　契約書等の作成等

(1) 契約書を作成する場合において、落札者は、福島県が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこととする。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(4) 本契約は、入札の際に提出される内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。

契約単価は、内訳書に記載された単価の金額とし、当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(5) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

17　契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

18　その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、その場合における損害は入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

19　当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号　960-8670

住　　所　福島県福島市杉妻町２番16号

所　　属　福島県土木部土木総務課

電話番号　024-521-7454

メールアドレス　dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

財務規則（抜粋）

別記１（入札保証金の減免）

第249条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　その他別に定めるとき。

２　契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

別記２（契約保証金の減免）

第229条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　１件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)　１件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の

相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) １件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12) １件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

２　（略）